

加古川市交通対策委員会要綱

(設置)

第1条 加古川市域における交通問題に係る有効な対策を調査、企画、審議、推進するため、加古川市交通対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、企画、審議、推進する。

- (1) 歩行者対策に関すること。
- (2) 自転車対策に関すること。
- (3) 運転者対策に関すること。
- (4) 道路、鉄軌道対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、50名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、交通安全の推進に関係ある官公庁、事業所、各種団体の役員及び代表をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(会長の職務及び代理者)

第5条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(部会)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うため、次の部会を置く。

- (1) 歩行者部会
歩行者、特に子どもと高齢者に対する交通安全教育指導等に関すること。
- (2) 自転車部会
自転車の安全利用及び自転車駐車場の設置等に関すること。
- (3) 運転者部会
運転者等に関する安全運転の励行等に関すること。
- (4) 道路、鉄軌道部会
道路の交通環境及び鉄軌道環境の整備促進に関すること。

(部会長及び副部会長)

第8条 委員会に部会長4名、副部会長4名を置く。

2 部会長及び副部会長は、各部会に属する委員の互選による。

(部会長の職務及び代理者)

第9条 部会長は、部会を代表し、その運営にあたる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会議)

第10条 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 部会長は、部会相互間の提携をはかるため、部会長会をもつことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に専門の事項を調査研究するため、必要あるときは、専門委員若干を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者及びその他必要と認める者のうちから会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査等が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第12条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、加古川市役所内に事務局を置く。

2 事務局に幹事を置く。幹事は、関係官公庁の職員の中から会長が指名する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事、その他運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(加古川市交通対策委員会要綱の廃止)

2 加古川市交通対策委員会要綱(昭和37年10月10日施行要綱は、廃止する。)